

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：授業経費の見直し，大学院教育学研究科の組織再編及び委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
<p>第2 「授業経費」は，次の各号に区分し配分する。なお，授業とは，学部，大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「非常勤講師の授業に要する経費」については，非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし，授業枠数に応じて学部分はその授業を開設する教室（センター）に，大学院分は<u>専攻，プログラム及びサブプログラム（平成30年度以前入学者に係る部分はコース及びサブコース）</u>（以下「専攻等」という。）に配分する。</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「授業基礎経費」については，次の表のとおり配分する。</p>			<p>第2 「授業経費」は，次の各号に区分し配分する。なお，授業とは，学部，大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「非常勤講師の授業に要する経費」については，非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし，授業枠数に応じて学部分はその授業を開設する教室（センター）に，大学院分は<u>専攻等</u>に配分する。</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「授業基礎経費」については，次の表のとおり配分する。</p>		
対象	配分先	教員一人当たり単価	対象	配分先	教員一人当たり単価
毎年度4月1日現在，教室に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室	100,000円	毎年度4月1日現在，教室に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室	100,000円
毎年度4月1日現在， <u>教室に所属して</u> おらず，教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	教職大学院	95,000円	毎年度4月1日現在，教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	教職大学院	95,000円
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で，毎年度4月1日現在，授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で，毎年度4月1日現在，授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円
教室，教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円	教室，教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円
<p>(4) 「授業諸経費」については，以下のとおり配分する。また，④については，開設される授業科目を，⑤については，所要額を調査のうえ配分する。なお，「授業諸経費」に残額が生じた場合は，別紙1に基づき積算した額を，学部分はその教室に，大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>①～③ 〔省略〕</p> <p>④生活科の授業に要する経費は，「<u>教務委員会</u>」に配分する。</p>			<p>(4) 「授業諸経費」については，以下のとおり配分する。また，④については，開設される授業科目を，⑤については，所要額を調査のうえ配分する。なお，「授業諸経費」に残額が生じた場合は，別紙1に基づき積算した額を，学部分はその教室に，大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>①～③ 〔省略〕</p> <p>④生活科の授業に要する経費は，「<u>教務委員会生活科授業運営部会</u>」に配分する。</p>		

⑤ 〔省略〕

(5) 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この取扱いは、平成31年4月25日から施行し、平成31年度教育研究経費の配分から適用する。

⑤ 〔省略〕

(5) 〔省略〕

〔省略〕